を提出してください。

同意書 介護保険負担 限度額認定申請書 る方は、

申請が必要です

負担限度額の適用を受けようとす

## 介護保険に するお知らせ

**問長寿支援課**(金屋庁舎)

す。

引き続き適用を受けようとする

初日

(1日) から7月31日までで

場合は、

改めて申請が必要です。

※申請には、

ます。

認定証の有効期限は、

申請月

護保険負担限度額認定証」

を交付し

該当と認められる場合には、

介

## 介護保険負担限度額認定

費などの自己負担額が負担限度額 用が困難とならないように、 て認められた場合には、 低所得の方の施設利 介護サービスの 居住費や食 申請、

第3段階②

/単身で 50

0

万円、

とになります。 他に居住費や食費などを負担するこ む)を利用すると、 介護保険サービス (短期入所を含

(上限額) までになります。

住民課 住民福祉室 (吉備庁舎)・

清水行政局

## 認定要件

しの添付が必要です。

①本人および世帯全員 ること 偶者を含む) が住民税非課税であ (別世帯 0 配

②預貯金などが一定額以下であること 第1段階/単身で1000万円 夫婦で 2000 万円

第3段階① 夫婦で 1650 万円 夫婦で 1550 万円 /単身で 550 万円、

第2段階

/単身で 650

万円、

※令和3年 申請先 各段階で金額が変更になります。 夫婦で 1500 万円 /長寿支援課 (2021年) (金屋庁舎)・ 8月から、

産状況の記入や預金通帳などの写 本人および配偶者の資

## 居住費・食費の自己負担限度額(1日当たり)

店に其   及員の日じ兵に改及版(I 日ヨたり)							
			居住費(滞在費)の限度額			食費の限度額	
利用者負担段階		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室 ・従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所サービス	
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490 円 (320 円)	0 円	300円	300円	
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税 非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収 入額の合計が80万円以下の人	820円	490 円 (420 円)	370円	390円	600円	
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税 非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収 入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370円	650円	1,000円	
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が住民税 非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収 入額の合計が 120 万円超の人	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370円	1,360 円	1,300円	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額限度額は( )内の金額となります。 ※制度の改正により、令和3年(2021年)8月から太字部分が変更・追加されます。